

保医発 0529 第 2 号
令和 8 年 5 月 29 日

地方厚生（支）局医療課長 都道府県民生主管部（局） 国民健康保険主管課（部）長 都道府県後期高齢者医療主管部（局） 後期高齢者医療主管課（部）長	}	殿
--	---	---

厚生労働省保険局医療課長
（公印省略）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（公印省略）

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
等の一部改正について

今般、下記の通知の一部を別添のとおり改正し、令和 8 年 6 月 1 日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

別添 1 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 8 年 3 月 5 日保医発 0305 第 6 号）の一部改正について

別添 2 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」（令和 8 年 3 月 5 日保医発 0305 第 1 号）の一部改正について

別添 3 「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」（令和 8 年 3 月 5 日保医発 0305 第 2 号）の一部改正について

別添 4 「特定保険医療材料の定義について」（令和 8 年 3 月 5 日保医発 0305 第 4 号）の一部改正について

別添 1

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
（令和 8 年 3 月 5 日保医発 0305 第 6 号）の一部改正について

1 別添 1 の第 2 章第 1 部第 1 節 B 0 0 5－14（1）ウの次に次を加える。

エ 小児注意欠如多動症治療補助アプリを用いる場合は、発達障害等に関する適切な研修又は児童思春期の患者に対する精神医療に係る適切な研修を修了した医師が 1 名以上配置されており、過去 6 か月間に初診を実施した 20 歳未満の発達障害の患者数が 5 名以上である保険医療機関において、発達障害等に関する適切な研修又は児童思春期の患者に対する精神医療に係る適切な研修を修了した医師が、「B 0 0 1 の 4」に掲げる小児特定疾患カウンセリング料の「イ」又は「I 0 0 2」に掲げる通院・在宅精神療法の「1」の「ロ」、「1」の「ハ」、「2」の「ロ」若しくは「2」の「ハ」を算定し、かつ特定保険医療材料 242 の小児注意欠如多動症治療補助アプリを算定する場合、月 1 回に限り本区分の点数を準用して算定する。なお、本区分の「注 3」に関する施設基準（情報通信機器を用いた診療の届出）に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、オンライン指針に沿って診療を行い、小児注意欠如多動症治療補助アプリを算定すべき医学管理を情報通信機器を用いて行った場合は、月 1 回に限り、前段により本区分の点数を準用して算定する点数に代えて、本区分の「注 3」に規定する点数を準用して算定する。また、小児注意欠如多動症治療補助アプリに係る初回の指導管理を行った場合は、当該初回の指導管理を行った月に限り、本区分の「注 2」に規定する導入期加算の点数を準用して更に所定点数に加算する。なお、本区分の点数を準用する場合について、プログラム医療機器等指導管理料の届出は不要である。

また、発達障害等に関する適切な研修又は児童思春期の患者に対する精神医療に係る適切な研修の修了証の写しについて、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではないこと。

2 別添 1 の第 2 章第 1 部第 1 節 B 0 0 5－14（1）エの次に次を加える。

オ 不眠障害の認知行動療法又は本品の適正使用に係る適切な研修を修了した医師が、不眠障害に係る総合的な指導及び治療管理を実施し、かつ、特定保険医療材料 243 の不眠障害治療支援アプリを算定する場合、月 1 回に限り本区分の点数を準用して算定する。なお、本区分の「注 3」に関する施設基準（情報通信機器を用いた診療の届出）に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、オンライン指針に沿って診療を行い、不眠障害治療支援アプリを算定すべき医学管理を情報通信機器を用いて行った場合は、月 1 回に限り、前段により本区分の点数を準用して算定する点数に代えて、本区分の「注 3」に規定する点数を準用して算定する。また、不眠障害治療支援アプリに係る初回の指導管理を行った場合は、当該初回の指導管理を行った月に限り、本区分の「注 2」に規定する導入期加算の点数を準用して更に所定点数に加算する。なお、本区分の点数を準用する算定について、プログラム医療機

器等指導管理料の届出は不要である。

また、不眠障害の認知行動療法又は本品の適正使用に係る適切な研修の修了証の写しについて、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではないこと。

- 3 別添1の第2章第3部第1節第1款D004-2(4)エを次のように改める。

エ 胆道癌におけるFGFR2融合遺伝子検査、IDH1遺伝子変異検査

- 4 別添1の第2章第3部第1節第1款D023(41)の次に次を加える。

(42) B Kウイルス核酸定量は、血漿又は尿を検体として、臓器移植又は造血細胞移植を行った患者のうち以下のアからエまでのいずれかに該当する患者に対して実施した場合に、本区分の「17」の所定点数を準用して算定する。ただし、診療報酬の請求に当たっては、実施する患者について以下のアからエまでのいずれに該当するかを診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

ア 尿中ウイルス感染細胞の検出又は腎機能の低下等によりB K V腎症を疑う患者

イ 血尿等の所見により出血性膀胱炎を疑う患者

ウ B K V感染症と診断され治療を開始されており、治療効果の確認が必要な患者

エ 拒絶反応又は移植片対宿主病(G V H D)に対する治療を実施し、B K V活性化の評価が必要な患者

- 5 別添1の第2章第3部第3節D296-3(5)の次に次を加える。

(6) 本検査に併せて実施したCOVID-19の診断に係る解析の費用は、本区分の所定点数に含まれる。

- 6 別添1の第2章第10部第1節第8款K561(3)の次に次を加える。

(4) 難治性胸腹水、消化管静脈瘤を伴う門脈圧亢進症の患者に対して、特定保険医療材料241の肝内門脈大循環シャント用ステントグラフトセットを用いて、経頸静脈的肝内門脈大循環短絡術を行った場合は、本区分の「2」1以外の場合の「ハ」腹部大動脈(その他のもの)の所定点数を準用して算定する。

- 7 別添2の第2章第12部第1節M017-2(4)の次に次を加える。

(5) C A D / C A Mブリッジ用材料との互換性が制限されない歯科用C A D

／CAM装置を用いて、作業模型で間接法により製作された歯冠補綴物（CAD／CAMブリッジ）は、第二小臼歯又は第一大臼歯の1歯中間欠損部に対するポンティックを含む、3歯ブリッジに該当する場合に、本区分の所定点数を準用して算定する。

8 別添2の第2章第12部第1節M017-2（5）の次に次を加える。

（6） CAD／CAMブリッジを装着する場合は、次により算定する。

- イ M001に掲げる歯冠形成の「1のロ 非金属冠」又は「2のロ 非金属冠」並びにM001に掲げる歯冠形成の「注1」、「注5」又は「注8」の加算を算定する。
- ロ 印象採得を行った場合は、1装置につき、M003に掲げる印象採得の「2のニの（1）支台歯とポンティックの数の合計が5歯以下の場合」を算定する。
- ハ 咬合採得を行った場合は、1装置につき、M006に掲げる咬合採得の「2のイの（1）支台歯とポンティックの数の合計が5歯以下の場合」を算定する。
- ニ 装着した場合は、1装置につき、M005に掲げる装着の「2のイの（1）支台歯とポンティックの数の合計が5歯以下の場合」、M005に掲げる装着の「注1」の加算及び特定保険医療材料料を算定する。

9 別添2の第2章第12部第1節M017-2（6）の次に次を加える。

（7） 製作に当たって、または製作後に、（6）に掲げる項目以外について、必要に応じて実施した際は、各区分において、高強度硬質レジンブリッジに準じて算定する。

10 別添2の第2章第12部第1節M017-2（7）の次に次を加える。

（8） CAD／CAMブリッジを製作した場合は、診療録及び診療報酬明細書に、「CAD／CAMブリッジ」と記載すること。なお、記載に当たっては、「CAD Br」と記載して差し支えない。

11 別添2の第2章第12部第1節M017-2（8）の次に次を加える。

- （9） CAD／CAMブリッジに係る治療は、以下のいずれにも該当する歯科医療機関において実施すること。
- ① 歯科補綴治療に係る専門の知識及び3年以上の経験を有する歯科医師が1名以上配置されていること。
 - ② 保険医療機関内に歯科用CAD／CAM装置が設置されている場合は、歯科技工士を配置していること。
 - ③ 保険医療機関内に歯科用CAD／CAM装置が設置されていない場合は、当該装置を設置している歯科技工所との連携が図られていること。

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」
(令和 8 年 3 月 5 日保医発 0305 第 1 号) の一部改正について

1 I の 3 の 240 の次に次を加える。

241 肝内門脈大循環シャント用ステントグラフトセット

- (1) 難治性胸腹水又は消化管静脈瘤を伴う門脈圧亢進症の患者に対して、関連学会の定める適正使用指針を遵守し、経頸静脈的肝内門脈大循環短絡術を行った場合に限り算定できる。なお、算定に当たっては、当該材料を用いる医学的必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- (2) 肝内門脈大循環シャント用ステントグラフト及び肝内門脈大循環シャント用アクセスセットは、原則として、1 回の手術に対してそれぞれ 1 個ずつ算定できる。複数個を算定する場合は、その医学的必要性を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

2 I の 3 の 241 の次に次を加える。

242 小児注意欠如多動症治療補助アプリ

- (1) 小児注意欠如多動症治療補助アプリは、発達障害等に関する適切な研修又は児童思春期の患者に対する精神医療に係る適切な研修を修了した医師が 1 名以上配置されており、過去 6 か月間に初診を実施した 20 歳未満の発達障害の患者数が 5 名以上である保険医療機関において算定する。
- (2) 区分番号「B001 の 4」に掲げる小児特定疾患カウンセリング料の「イ」又は区分番号「I002」に掲げる通院・在宅精神療法の「1」の「ロ」、「1」の「ハ」、「2」の「ロ」若しくは「2」の「ハ」を算定する患者（小児の注意欠如多動症患者であって、環境調整や心理社会的治療を実施しても期待する症状改善が見られないものに限る。）に対して、小児の注意欠如多動症の治療補助を目的に薬事承認されたアプリを使用し、発達障害等に関する適切な研修又は児童思春期の患者に対する精神医療に係る適切な研修を修了した医師が小児の注意欠如多動症に係る総合的な指導及び治療管理を行った場合に、患者 1 人につき 2 回を限度として算定できる。ただし、2 回目を算定する場合には、初回算定日から少なくとも 10 週間以上あけて算定する。
- (3) 本品の使用に当たっては、関連学会の策定するガイドライン及び適正使用指針に従って使用した場合に限り算定できる。

3 I の 3 の 242 の次に次を加える。

243 不眠障害治療支援アプリ

- (1) 不眠障害治療支援アプリは、不眠障害の認知行動療法又は本品の適正使用

に係る適切な研修を修了した医師を配置している保険医療機関において算定する。

- (2) 入院中の患者以外の患者（薬物療法に適しない又は同意しない軽症から中等症の不眠障害の患者であって、睡眠障害治療薬を服用している、精神疾患に罹患している、中等度以上の身体疾患に罹患している、不眠障害以外の睡眠・覚醒障害に罹患している、交代勤務・夜勤に従事している又は医師が不適当と判断した患者に該当しないものに限る。）に対して、7日間の睡眠表を含む睡眠衛生指導の実施後に、成人の不眠障害の治療支援を目的に薬事承認されたアプリを使用し、不眠障害の認知行動療法又は本品の適正使用に係る適切な研修を修了した医師が不眠障害に係る総合的な指導及び治療管理を行った場合、1回に限り算定する。なお、ここでいう適切な研修とは、国、都道府県又は医療関係団体等又は関連学会が監修した製造販売業者が主催する研修であり、不眠障害の認知行動療法又は本品の適正使用について適切な知識・技術等を修得することを目的とした研修で、6時間以上の研修期間で、修了証が交付されるものであること。
- (3) 本品の使用に当たっては、関連学会等の策定するガイドライン及び適正使用指針に従って使用した場合に限り算定できる。また、薬物療法に適しない又は同意しない理由について診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

4 I の 3 の 243 の次に次を加える。

244 シルクエラスチン使用創傷被覆材

- (1) シルクエラスチン使用創傷被覆材については、次のアからウまでのいずれかに該当するものに対して、創傷治癒を促進することを目的として使用した場合に限り算定できる。また、創傷の臨床所見が好転すれば、既存療法の継続を行うこと。
 - ア 急性創傷であって、人工真皮で奏効しない又は治癒遷延等が懸念されるもののうち、明らかな感染兆候を認めないもの。
 - イ 慢性創傷であって、創傷面の滲出液が少なく（二次ドレッシング材の交換頻度が2日に1回程度の状態を指す。）、かつ骨又は腱の露出が創傷面の10%以内のもの。
 - ウ 慢性創傷であって、創傷面の滲出液が少なく（二次ドレッシング材の交換頻度が2日に1回程度の状態を指す。）、かつ局所陰圧閉鎖療法又は人工真皮が奏効しなかったもの。
- (2) シルクエラスチン使用創傷被覆材を使用した患者については、診療報酬請求に当たって、診療報酬明細書の摘要欄に、シルクエラスチン使用創傷被覆材を使用する医学的理由、既存療法の結果を記載すること。
- (3) シルクエラスチン使用創傷被覆材は、関連学会の定める適正使用指針に従って使用した場合に限り、算定できる。
- (4) シルクエラスチン使用創傷被覆材は、一連の治療計画につき、原則として合計 98 cm²を限度として算定できる。98 cm²を超えて算定する場合は、その医学的必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

5 II の 4 の 071 の次に次を加える。

072 CAD／CAMブリッジ用材料

- (1) CAD／CAMブリッジ用材料を第二小臼歯又は第一大臼歯の1歯中間欠損部に対するポンティックを含む、3歯ブリッジに使用した場合に限り算定できる。
- (2) CAD／CAMブリッジ用材料を使用した場合は、製品に付属している使用した材料の名称及びロット番号等を記載した文書（シール等）を保存して管理すること（診療録に貼付する等）。

別添 3

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う
特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」
（令和 8 年 3 月 5 日保医発 0305 第 2 号）の一部改正について

- 1 別紙 1 を次に改める。

「特定保険医療材料の定義について」
(令和 8 年 3 月 5 日保医発 0305 第 4 号) の一部改正について

1 別表のⅡの 065 (3) ②イを次のように改める。

- イ 以下のいずれかの加工等が施されているものであって、その趣旨が薬事承認又は認証事項に明記されていること。
- i 骨との固定力を強化するために、ポーラス状のタンタル又はチタン合金による表面加工が施されていること。
 - ii 摩耗粉を軽減するために、ビタミン E が添加されていること。

2 別表のⅡの 065 (3) ⑧イを次のように改める。

- イ 骨との固定力を強化するための以下の加工等が施されているものであって、その趣旨が薬事承認又は認証事項に明記されていること。
ポーラス状のタンタル又はチタン合金による表面加工

3 別表のⅡの 090 (2) を次のように改める。

(2) 機能区分の考え方

人工内耳用材料は、人工内耳用インプラント（電極及び受信－刺激器）（2 区分）、人工内耳用音声信号処理装置（2 区分）及び人工内耳用ヘッドセット（5 区分）の合計 9 区分に区分する。

4 別表のⅡの 090 (3) ①を次のように改める。

- ① 人工内耳用インプラント（電極及び受信－刺激器）・標準型
以下のいずれにも該当すること。
- ア 蝸牛内に挿入して使用する電極及び人工内耳用音声信号処理装置からのデジタル信号を受信し電極に刺激を伝達する受信－刺激器が組み合わされたものであること。
 - イ ④に該当しないこと。

5 別表のⅡの 090 (3) ③の次に次を加える。

- ④ 人工内耳用インプラント（電極及び受信－刺激器）・長時間稼働型
以下のいずれにも該当すること。
- ア 蝸牛内に挿入して使用する電極及び人工内耳用音声信号処理装置からのデジタル信号を受信し電極に刺激を伝達する受信－刺激器が組み合わされたものであること。
 - イ 消費電力の調整等により 1 回の充電での稼働時間が延長する工夫がなされたものであること。

6 別表のⅡの113(3)⑨イを次のように改める。

イ ルーメンレス構造又は電極留置の補助機構を有するものであること。

7 別表のⅡの240の次に次を加える。

241 肝内門脈大循環シャント用ステントグラフトセット

(1) 定義

次のいずれにも該当すること。

- ① 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(07)内臓機能代用器」であつて、一般的名称が「門脈肝静脈用シャント」であること、又は類別が「機械器具(51)医療用嘴管及び体液誘導管」であつて、一般的名称が「経頸静脈肝内門脈アクセスセット」であること。
- ② 門脈圧亢進症の治療を目的として、肝内門脈大循環シャントを作成するために使用されるステントグラフト又はアクセスセットであること。

(2) 機能区分の考え方

使用目的及び構造により、ステントグラフト及びアクセスセットの合計2区分に区分する。

(3) 機能区分の定義

① 肝内門脈大循環シャント用ステントグラフト

次のいずれにも該当すること。

ア 門脈と肝静脈との間に留置するステントグラフト及びステントグラフトを挿入するための付属品を含んでいるものであること。

イ ②と組み合わせて使用するものであること。

② 肝内門脈大循環シャント用アクセスセット

次のいずれにも該当すること。

ア ニードル、ガイディングカテーテル、イントロデューサーシース及びダイレーターで構成されるものであること。

イ ①と組み合わせて使用するものであること。

8 別表のⅡの241の次に次を加える。

242 小児注意欠如多動症治療補助アプリ

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事承認又は認証上、類別が「プログラム 02 疾病治療用プログラム」であつて、一般的名称が「注意欠如多動症治療補助プログラム」であること。
- (2) 医療従事者の指導に基づき使用される、小児の注意欠如多動症の治療補助プログラム医療機器であること。

9 別表のⅡの242の次に次を加える。

243 不眠障害治療支援アプリ

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事承認又は認証上、類別が「プログラム 02 疾病治療用プログラム」であって、一般的名称が「不眠障害用プログラム」であること。
- (2) 医療従事者の指導に基づき、患者の治療が継続されていると判断できる状態において使用される、成人の不眠障害の治療支援プログラム医療機器であること。

10 別表のⅡの243の次に次を加える。

244 シルクエラスチン使用創傷被覆材

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事承認又は認証上、類別が「医療用品（4）整形用品」であって、一般的名称が「吸収性創傷被覆・保護材」であること。
- (2) 遺伝子組換えタンパク質であるシルクエラスチンを使用し、全層創傷又は部分層創傷に対して創傷部の治癒促進を行うためのものであること。

11 別表のⅤの071の次に次を加える。

072 CAD／CAMブリッジ用材料

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事承認又は認証上、類別が「歯科材料（2）歯冠材料」であって、一般的名称が「歯科切削加工用レジン材料」であること。
- (2) ガラス繊維の隙間にメタクリル酸系モノマーを含浸させ、加熱重合した棒状の芯材を、シリカ微粉末及びそれを除いた無機質フィラーを含有し、重合開始剤として過酸化物を用いたレジンで被覆し加熱重合により作製されたレジンブロックであること。
- (3) 臼歯3歯相当分の規格であること。
- (4) 芯材部分の短繊維を除くガラス繊維の質量分率が65%以上であり、レジン部分のシリカ微粉末とそれを除いた無機質フィラーの合計の質量分率が70%以上であること。
- (5) レジン部分のビッカース硬さが75HV0.2以上であること。
- (6) レジン部分の吸水量が、37℃の水中に7日間浸漬後に20 μ g/mm³以下であること。
- (7) 規格化された中間1歯欠損のファイバー補強されている3本ブリッジ形状の破壊荷重が7日間の水中浸漬後で、すべての試験片で2,000N以上であること。

(別添1 参考)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和8年3月5日保医発 0305 第6号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部 医学管理等 第1節 医学管理料等 B000～B005-13 (略) B005-14 プログラム医療機器等指導管理料 (1) プログラム医療機器等指導管理料は、疾病の管理等のために主に患者自らが使用するプログラム医療機器等である特定保険医療材料の使用に係る指導及び医学管理を行った場合に月1回に限り算定する。具体的には、例えば以下のような場合を指す。 ア～ウ (略) エ <u>小児注意欠如多動症治療補助アプリを用いる場合は、発達障害等に関する適切な研修又は児童思春期の患者に対する精神医療に係る適切な研修を修了した医師が1名以上配置されており、過去6か月間に初診を実施した20歳未満の発達障害の患者数が5名以上である保険医療機関において、発達障害等に関する適切な研修又は児童思春期の患者に対する精神医療に係る適切な研修を修了</u>	別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部 医学管理等 第1節 医学管理料等 B000～B005-13 (略) B005-14 プログラム医療機器等指導管理料 (1) プログラム医療機器等指導管理料は、疾病の管理等のために主に患者自らが使用するプログラム医療機器等である特定保険医療材料の使用に係る指導及び医学管理を行った場合に月1回に限り算定する。具体的には、例えば以下のような場合を指す。 ア～ウ (略) (新設)

した医師が、「B001の4」に掲げる小児特定疾患カウンセリング料の「イ」又は「I002」に掲げる通院・在宅精神療法の「1」の「ロ」、「1」の「ハ」、「2」の「ロ」若しくは「2」の「ハ」を算定し、かつ特定保険医療材料242の小児注意欠如多動症治療補助アプリを算定する場合、月1回に限り本区分の点数を準用して算定する。なお、本区分の「注3」に関する施設基準（情報通信機器を用いた診療の届出）に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、オンライン指針に沿って診療を行い、小児注意欠如多動症治療補助アプリを算定すべき医学管理を情報通信機器を用いて行った場合は、月1回に限り、前段により本区分の点数を準用して算定する点数に代えて、本区分の「注3」に規定する点数を準用して算定する。また、小児注意欠如多動症治療補助アプリに係る初回の指導管理を行った場合は、当該初回の指導管理を行った月に限り、本区分の「注2」に規定する導入期加算の点数を準用して更に所定点数に加算する。なお、本区分の点数を準用する場合について、プログラム医療機器等指導管理料の届出は不要である。

また、発達障害等に関する適切な研修又は児童思春期の患者に対する精神医療に係る適切な研修の修了証の写しについて、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではないこと。

オ 不眠障害の認知行動療法又は本品の適正使用に係る適切な研修を修了した医師が、不眠障害に係る総合的な指導及び治療管理を実施し、かつ、特定保険医療材料243

（新設）

の不眠障害治療支援アプリを算定する場合、月1回に限り本区分の点数を準用して算定する。なお、本区分の「注3」に関する施設基準（情報通信機器を用いた診療の届出）に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、オンライン指針に沿って診療を行い、不眠障害治療支援アプリを算定すべき医学管理を情報通信機器を用いて行った場合は、月1回に限り、前段により本区分の点数を準用して算定する点数に代えて、本区分の「注3」に規定する点数を準用して算定する。また、不眠障害治療支援アプリに係る初回の指導管理を行った場合は、当該初回の指導管理を行った月に限り、本区分の「注2」に規定する導入期加算の点数を準用して更に所定点数に加算する。なお、本区分の点数を準用する算定について、プログラム医療機器等指導管理料の届出は不要である。

また、不眠障害の認知行動療法又は本品の適正使用に係る適切な研修の修了証の写しについて、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではないこと。

(2)・(3) (略)

B006～B015 (略)

第2部 (略)

第3部 検査

第1節 検体検査料

第1款 検体検査実施料

時間外緊急院内検査加算～D004 (略)

D004-2 悪性腫瘍組織検査

(2)・(3) (略)

B006～B015 (略)

第2部 (略)

第3部 検査

第1節 検体検査料

第1款 検体検査実施料

時間外緊急院内検査加算～D004 (略)

D004-2 悪性腫瘍組織検査

(1)～(3) (略) (4) 「1」の「ロ」処理が複雑なものとは、次に掲げる遺伝子検査のことをいい、使用目的又は効果として、医薬品の適応を判定するための補助等に用いるものとして薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品又は医療機器を用いて、次世代シーケンシング等により行う場合に算定できる。 ア～ウ (略) エ 胆道癌におけるF G F R 2融合遺伝子検査、<u>I D H 1 遺伝子変異検査</u> オ～コ (略) (5)～(15) (略) D 0 0 4－3～D 0 2 2 (略) D 0 2 3 微生物核酸同定・定量検査 (1)～(41) (略) (42) <u>B K ウイルス核酸定量は、血漿又は尿を検体として、臓器移植又は造血細胞移植を行った患者のうち以下のアからエまでのいずれかに該当する患者に対して実施した場合に、本区分の「17」の所定点数を準用して算定する。ただし、診療報酬の請求に当たっては、実施する患者について以下のアからエまでのいずれに該当するかを診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</u> <u>ア 尿中ウイルス感染細胞の検出又は腎機能の低下等によりB K V腎症を疑う患者</u> <u>イ 血尿等の所見により出血性膀胱炎を疑う患者</u> <u>ウ B K V感染症と診断され治療を開始されており、治療効果の確認が必要な患者</u> <u>エ 拒絶反応又は移植片対宿主病（G V H D）に対する治療を実施し、B K V活性化の評価が必要な患者</u>	(1)～(3) (略) (4) 「1」の「ロ」処理が複雑なものとは、次に掲げる遺伝子検査のことをいい、使用目的又は効果として、医薬品の適応を判定するための補助等に用いるものとして薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品又は医療機器を用いて、次世代シーケンシング等により行う場合に算定できる。 ア～ウ (略) エ 胆道癌におけるF G F R 2融合遺伝子検査 オ～コ (略) (5)～(15) (略) D 0 0 4－3～D 0 2 2 (略) D 0 2 3 微生物核酸同定・定量検査 (1)～(41) (略) (新設)
---	--

D 0 2 3 - 2 ~ D 2 9 6 - 2 (略) D 2 9 6 - 3 内視鏡用テレスコープを用いた咽頭画像等解析 (インフルエンザの診断の補助に用いるもの) (1) ~ (5) (略) <u>(6) 本検査に併せて実施した COVID-19 の診断に係る解析 の費用は、本区分の所定点数に含まれる。</u> D 2 9 8 ~ D 4 1 9 - 2 (略) 第 4 部 ~ 第 9 部 (略) 第 10 部 手術 第 1 節 手術料 第 1 款 ~ 第 7 款 (略) 第 8 款 心・脈管 K 5 4 5 ~ K 5 6 0 - 2 (略) K 5 6 1 ステントグラフト内挿術 (1) ~ (3) (略) <u>(4) 難治性胸腹水、消化管静脈瘤を伴う門脈圧亢進症の患 者に対して、特定保険医療材料 241 の肝内門脈大循環シ ヤント用ステントグラフトセットを用いて、経頸静脈的 肝内門脈大循環短絡術を行った場合は、本区分の「2」 1 以外の場合の「ハ」腹部大動脈（その他のもの）の所 定点数を準用して算定する。</u> K 5 6 2 ~ K 6 2 7 - 4 (略) 第 9 款 ~ 第 13 款 (略) 第 2 節・第 3 節 (略) 第 11 部 ~ 第 14 部 (略) 第 3 章 (略)	D 0 2 3 - 2 ~ D 2 9 6 - 2 (略) D 2 9 6 - 3 内視鏡用テレスコープを用いた咽頭画像等解析 (インフルエンザの診断の補助に用いるもの) (1) ~ (5) (略) (新設) D 2 9 8 ~ D 4 1 9 - 2 (略) 第 4 部 ~ 第 9 部 (略) 第 10 部 手術 第 1 節 手術料 第 1 款 ~ 第 7 款 (略) 第 8 款 心・脈管 K 5 4 5 ~ K 5 6 0 - 2 (略) K 5 6 1 ステントグラフト内挿術 (1) ~ (3) (略) (新設) K 5 6 2 ~ K 6 2 7 - 4 (略) 第 9 款 ~ 第 13 款 (略) 第 2 節・第 3 節 (略) 第 11 部 ~ 第 14 部 (略) 第 3 章 (略)
---	--

(別添2 参考)

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」(令和8年3月5日保医発 0305 第1号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
I 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)(以下「算定方法告示」という。)別表第一医科診療報酬点数表に関する事項 1・2 (略) 3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)に係る取扱い 001～240 (略) <u>241 肝内門脈大循環シャント用ステントグラフトセット</u> (1) <u>難治性胸腹水又は消化管静脈瘤を伴う門脈圧亢進症の患者に対して、関連学会の定める適正使用指針を遵守し、経頸静脈的肝内門脈大循環短絡術を行った場合に限り算定できる。なお、算定に当たっては、当該材料を用いる医学的必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</u> (2) <u>肝内門脈大循環シャント用ステントグラフト及び肝内門脈大循環シャント用アクセスセットは、原則として、1回の手術に対してそれぞれ1個ずつ算定できる。複数個を算定する場合は、その医学的必要性を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</u> <u>242 小児注意欠如多動症治療補助アプリ</u> (1) <u>小児注意欠如多動症治療補助アプリは、発達障害等に関する適切な研修又は児童思春期の患者に対する精神医療に係る適切な研修を修了した医師が1名以上配置されており、過去6か月</u>	I 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)(以下「算定方法告示」という。)別表第一医科診療報酬点数表に関する事項 1・2 (略) 3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)に係る取扱い 001～240 (略) (新設) (新設)

間に初診を実施した 20 歳未満の発達障害の患者数が 5 名以上である保険医療機関において算定する。

- (2) 区分番号「B001」の 4 に掲げる小児特定疾患カウンセリング料の「イ」又は区分番号「I002」に掲げる通院・在宅精神療法の「1」の「ロ」、「1」の「ハ」、「2」の「ロ」若しくは「2」の「ハ」を算定する患者（小児の注意欠如多動症患者であって、環境調整や心理社会的治療を実施しても期待する症状改善が見られないものに限る。）に対して、小児の注意欠如多動症の治療補助を目的に薬事承認されたアプリを使用し、発達障害等に関する適切な研修又は児童思春期の患者に対する精神医療に係る適切な研修を修了した医師が小児の注意欠如多動症に係る総合的な指導及び治療管理を行った場合に、患者 1 人につき 2 回を限度として算定できる。ただし、2 回目を算定する場合には、初回算定日から少なくとも 10 週間以上あけて算定する。

- (3) 本品の使用に当たっては、関連学会の策定するガイドライン及び適正使用指針に従って使用した場合に限り算定できる。

243 不眠障害治療支援アプリ

- (1) 不眠障害治療支援アプリは、不眠障害の認知行動療法又は本品の適正使用に係る適切な研修を修了した医師を配置している保険医療機関において算定する。
- (2) 入院中の患者以外の患者（薬物療法に適しない又は同意しない軽症から中等症の不眠障害の患者であって、睡眠障害治療薬を服用している、精神疾患に罹患している、中等度以上の身体疾患に罹患している、不眠障害以外の睡眠・覚醒障害に罹患している、交代勤務・夜勤に従事している又は医師が不適当と判断した患者に該当しないものに限る。）に対して、7 日間の睡眠表を含む睡眠衛生指導の実施後に、成人の不眠障害の治療支援を目的に薬事承認されたアプリを使用し、不眠障害の認知行

(新設)

動療法又は本品の適正使用に係る適切な研修を修了した医師が不眠障害に係る総合的な指導及び治療管理を行った場合、1回に限り算定する。なお、ここでいう適切な研修とは、国、都道府県又は医療関係団体等又は関連学会が監修した製造販売業者が主催する研修であり、不眠障害の認知行動療法又は本品の適正使用について適切な知識・技術等を修得することを目的とした研修で、6時間以上の研修期間で、修了証が交付されるものであること。

- (3) 本品の使用に当たっては、関連学会等の策定するガイドライン及び適正使用指針に従って使用した場合に限り算定できる。また、薬物療法に適しない又は同意しない理由について診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

244 シルクエラスチン使用創傷被覆材

(新設)

- (1) シルクエラスチン使用創傷被覆材については、次のアからウまでのいずれかに該当するものに対して、創傷治癒を促進することを目的として使用した場合に限り算定できる。また、創傷の臨床所見が好転すれば、既存療法の継続を行うこと。
- ア 急性創傷であって、人工真皮で奏効しない又は治癒遷延等が懸念されるもののうち、明らかな感染兆候を認めないもの。
- イ 慢性創傷であって、創傷面の滲出液が少なく（二次ドレッシング材の交換頻度が2日に1回程度の状態を指す。）、かつ骨又は腱の露出が創傷面の10%以内のもの。
- ウ 慢性創傷であって、創傷面の滲出液が少なく（二次ドレッシング材の交換頻度が2日に1回程度の状態を指す。）、かつ局所陰圧閉鎖療法又は人工真皮が奏効しなかったもの。
- (2) シルクエラスチン使用創傷被覆材を使用した患者については、診療報酬請求に当たって、診療報酬明細書の摘要欄に、シルクエラスチン使用創傷被覆材を使用する医学的理由、既存療

<u>法の結果を記載すること。</u> (3) <u>シルクエラスチン使用創傷被覆材は、関連学会の定める適正使用指針に従って使用した場合に限り、算定できる。</u> (4) <u>シルクエラスチン使用創傷被覆材は、一連の治療計画につき、原則として合計 98 cm²を限度として算定できる。98 cm²を超えて算定する場合は、その医学的必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</u> 4～6 (略)	4～6 (略)
II 算定方法告示別表第二歯科診療報酬点数表に関する事項 1～3 (略) 4 歯冠修復及び欠損補綴の部に規定する特定保険医療材料の取扱い 058～071 (略) 072 <u>CAD/CAMブリッジ用材料</u> (1) <u>CAD/CAMブリッジ用材料を第二小臼歯又は第一大臼歯の1歯中間欠損部に対するポンティックを含む、3歯ブリッジに使用した場合に限り算定できる。</u> (2) <u>CAD/CAMブリッジ用材料を使用した場合は、製品に付属している使用した材料の名称及びロット番号等を記載した文書（シール等）を保存して管理すること（診療録に貼付する等）。</u> 5・6 (略) III～IV (略)	II 算定方法告示別表第二歯科診療報酬点数表に関する事項 1～3 (略) 4 歯冠修復及び欠損補綴の部に規定する特定保険医療材料の取扱い 058～071 (略) (新設) 5・6 (略) III～IV (略)

(別添 4 参考)

「特定保険医療材料の定義について」（令和 8 年 3 月 5 日保医発 0305 第 4 号）の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(別表) I (略) II 医科点数表の第 2 章第 1 部、第 3 部から第 6 部まで及び第 9 部から第 12 部までに規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格 001～064 (略) 065 人工肩関節用材料 (1)・(2) (略) (3) 機能区分の定義 ① (略) ② 肩甲骨側材料・グレノイドコンポーネント・特殊型 次のいずれにも該当すること。 ア (略) イ <u>以下のいずれかの加工等が施されているものであって、その趣旨が薬事承認又は認証事項に明記されていること。</u> i <u>骨との固定力を強化するために、ポーラス状のタンタル又はチタン合金による表面加工が施されていること。</u> ii <u>摩耗粉を軽減するために、ビタミン E が添加されていること。</u> ③～⑦ (略) ⑧ 上腕骨側材料・上腕骨ステム・特殊型 次のいずれにも該当すること。	(別表) I (略) II 医科点数表の第 2 章第 1 部、第 3 部から第 6 部まで及び第 9 部から第 12 部までに規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格 001～064 (略) 065 人工肩関節用材料 (1)・(2) (略) (3) 機能区分の定義 ① (略) ② 肩甲骨側材料・グレノイドコンポーネント・特殊型 次のいずれにも該当すること。 ア (略) イ <u>骨との固定力を強化するための以下の加工等が施されているものであって、その趣旨が薬事承認又は認証事項に明記されていること。</u> <u>ポーラス状のタンタル又はチタン合金による表面加工</u> ③～⑦ (略) ⑧ 上腕骨側材料・上腕骨ステム・特殊型 次のいずれにも該当すること。

ア (略) イ 骨との固定力を強化するための以下の加工等が施されているものであって、その趣旨が薬事承認又は認証事項に明記されていること。 ポーラス状のタンタル又はチタン合金による表面加工 ⑨～⑭ (略) 066～089 (略) 090 人工内耳用材料 (1) (略) (2) 機能区分の考え方 人工内耳用材料は、人工内耳用インプラント（電極及び受信－刺激器）<u>（２区分）</u>、人工内耳用音声信号処理装置（２区分）及び人工内耳用ヘッドセット（５区分）の合計<u>９</u>区分に区分する。 (3) 機能区分の定義 ① 人工内耳用インプラント（電極及び受信－刺激器）・<u>標準型</u> <u>以下のいずれにも該当すること。</u> ア 蝸牛内に挿入して使用する電極及び人工内耳用音声信号処理装置からのデジタル信号を受信し電極に刺激を伝達する受信－刺激器が組み合わされたものであること。 イ <u>④に該当しないこと。</u> ②～③ (略) ④ <u>人工内耳用インプラント（電極及び受信－刺激器）・長時間稼働型</u> <u>以下のいずれにも該当すること。</u> ア 蝸牛内に挿入して使用する電極及び人工内耳用音声信号処理装置からのデジタル信号を受信し電極に刺激を伝達する受信－刺激器が組み合わされたものであること。 イ <u>消費電力の調整等により１回の充電での稼働時間が延長する工夫がなされたものであること。</u> 091～112 (略) 113 植込式心臓ペースメーカー用リード	ア (略) イ 骨との固定力を強化するための以下の加工等が施されているものであって、その趣旨が薬事承認又は認証事項に明記されていること。 ポーラス状のタンタルによる表面加工 ⑨～⑭ (略) 066～089 (略) 090 人工内耳用材料 (1) (略) (2) 機能区分の考え方 人工内耳用材料は、人工内耳用インプラント（電極及び受信－刺激器）、人工内耳用音声信号処理装置（２区分）及び人工内耳用ヘッドセット（５区分）の合計<u>８</u>区分に区分する。 (3) 機能区分の定義 ① 人工内耳用インプラント（電極及び受信－刺激器） 蝸牛内に挿入して使用する電極及び人工内耳用音声信号処理装置からのデジタル信号を受信し電極に刺激を伝達する受信－刺激器が組み合わされたものであること。 ②～③ (略) (新設) 091～112 (略) 113 植込式心臓ペースメーカー用リード
--	---

(1)・(2) (略)

(3) 機能区分の定義

①～⑧ (略)

⑨ 経静脈リード・特殊型

次のいずれにも該当すること。

ア (略)

イ ルーメンレス構造又は電極留置の補助機構を有するものであること。

ウ (略)

114～240 (略)

241 肝内門脈大循環シャント用ステントグラフトセット

(1) 定義

次のいずれにも該当すること。

① 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(07)内臓機能代用器」であって、一般的名称が「門脈肝静脈用シャント」であること、又は類別が「機械器具(51)医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般的名称が「経頸静脈肝内門脈アクセスセット」であること。

② 門脈圧亢進症の治療を目的として、肝内門脈大循環シャントを作成するために使用されるステントグラフト又はアクセスセットであること。

(2) 機能区分の考え方

使用目的及び構造により、ステントグラフト及びアクセスセットの合計2区分に区分する。

(3) 機能区分の定義

① 肝内門脈大循環シャント用ステントグラフト

次のいずれにも該当すること。

ア 門脈と肝静脈との間に留置するステントグラフト及びステントグラフトを挿入するための付属品を含んでいるものであること。

イ ②と組み合わせて使用するものであること。

② 肝内門脈大循環シャント用アクセスセット

(1)・(2) (略)

(3) 機能区分の定義

①～⑧ (略)

⑨ 経静脈リード・特殊型

次のいずれにも該当すること。

ア (略)

イ ルーメンレス構造を有するものであること。

ウ (略)

114～240 (略)

(新設)

<u>次のいずれにも該当すること。</u> <u>ア ニードル、ガイディングカテーテル、イントロデューサー</u> <u>シース及びダイレーターで構成されるものであること。</u> <u>イ ①と組み合わせて使用するものであること。</u>	
242 <u>小児注意欠如多動症治療補助アプリ</u> <u>定義</u> <u>次のいずれにも該当すること。</u> (1) <u>薬事承認又は認証上、類別が「プログラム 02 疾病治療用プログラム」であって、一般的名称が「注意欠如多動症治療補助プログラム」であること。</u> (2) <u>医療従事者の指導に基づき使用される、小児の注意欠如多動症の治療補助プログラム医療機器であること。</u>	(新設)
243 <u>不眠障害治療支援アプリ</u> <u>定義</u> <u>次のいずれにも該当すること。</u> (1) <u>薬事承認又は認証上、類別が「プログラム 02 疾病治療用プログラム」であって、一般的名称が「不眠障害用プログラム」であること。</u> (2) <u>医療従事者の指導に基づき、患者の治療が継続されていると判断できる状態において使用される、成人の不眠障害の治療支援プログラム医療機器であること。</u>	(新設)
244 <u>シルクエラスチン使用創傷被覆材</u> <u>定義</u> <u>次のいずれにも該当すること。</u> (1) <u>薬事承認又は認証上、類別が「医療用品（４）整形用品」であって、一般的名称が「吸収性創傷被覆・保護材」であること。</u> (2) <u>遺伝子組換えタンパク質であるシルクエラスチンを使用し、全層創傷又は部分層創傷に対して創傷部の治癒促進を行うためのものであること。</u>	(新設)
Ⅲ～Ⅳ （略）	Ⅲ～Ⅳ （略）

V 歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその
材料価格

001～071 (略)

072 CAD／CAMブリッジ用材料

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事承認又は認証上、類別が「歯科材料（2）歯冠材料」であって、一般的名称が「歯科切削加工用レジン材料」であること。
- (2) ガラス繊維の隙間にメタクリル酸系モノマーを含浸させ、加熱重合した棒状の芯材を、シリカ微粉末及びそれを除いた無機質フィラーを含有し、重合開始剤として過酸化物を用いたレジんで被覆し加熱重合により作製されたレジンブロックであること。
- (3) 臼歯3歯相当分の規格であること。
- (4) 芯材部分の短繊維を除くガラス繊維の質量分率が65%以上であり、レジン部分のシリカ微粉末とそれを除いた無機質フィラーの合計の質量分率が70%以上であること。
- (5) レジン部分のビッカース硬さが75HV0.2以上であること。
- (6) レジン部分の吸水量が、37℃の水中に7日間浸漬後に20 μ g/mm³以下であること。
- (7) 規格化された中間1歯欠損のファイバー補強されている3本ブリッジ形状の破壊荷重が7日間の水中浸漬後で、すべての試験片で2,200N以上であること。

VI～IX (略)

V 歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその
材料価格

001～071 (略)

(新設)

VI～IX (略)